

第2回 専門チーム会合

議事次第

〔平成30年3月9日（金）9時30分～10時30分
合同庁舎4号館4階 共用第4特別会議室〕

（開 会）

議題 クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について

（閉 会）

（資料）

- 資料1 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 提出資料
- 資料2 厚生労働省 提出資料
- 参考資料1 提案内容に対する所管省庁の回答
- 参考資料2 ホットライン提案に関する専門チームについて（平成29年9月11日 規制改革推進会議決定）
- 参考資料3 第2回専門チーム会合 出席委員



規制改革推進会議専門チーム会合(第2回)

ヒアリング資料

一般社団法人

日本フランチャイズチェーン協会(JFA)

専務理事 伊藤廣幸

2018 /3/9

1. (一社)日本フランチャイズチェーン協会の概要

- **設立** : 1972年〔当時の通産大臣(現在の経産大臣)から認可を受けた社団法人〕
- **目的** : フランチャイズ・システムの健全な発展を図る
- **活動** : 調査研究、規範策定、普及啓発(広報活動)、指導・相談(FC相談)、社会貢献(環境対策)、会員交流、国際業務等
- **構成** : フランチャイザー及びフランチャイズ・ビジネスに関心を持ち当協会の趣旨に賛同する企業

業 種	代表的な業種
外食業	ファストフード、居酒屋、コーヒーショップ等
小売業	コンビニエンスストア、自動車関連、洋菓子等
サービス業	レジャーサービス、リース・レンタルサービス等

- **役員** : 会長(1名)、副会長(3名)、※専務理事(1名)、常任理事(6名)、理事(19名)
理事総数30名 ※常勤以外は正会員企業の代表者
- **会員数** : 正会員 101社、準会員 13社、研究会員 111社、賛助会員 274社

計499社(2018年1月)

2. 日本のフランチャイズ業界の市場規模(2016年度)

総売上高

25兆974億円

チェーン数

1,335チェーン

総店舗数

26万3,109店

業種

売上高

チェーン数

店舗数

小売業(A)

17兆8千億円

342チェーン

10万9千店

(A)の内、CVS

10兆8千億円

23チェーン

5万8千店

外食業

4兆1千億円

571チェーン

5万9千店

サービス業

3兆1千億円

422チェーン

9万6千店

クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について

【要望事項】

- ①無人ロッカーでの取次店開設の容認
- ②コンビニ等店舗(店内・店外含む)へのロッカー設置の簡略化(統一基準の策定)

クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について

【提案理由】

昨今、共働き世帯の増加に伴い、お客様から24時間の受け渡しや宅配等々の希望が寄せられております。半面、事業者側としては店舗従業員の人手不足が深刻度を増しており、現状ではお客様のご要望にお応えする余裕がない状況でございます。

このような問題解決には、無人ロッカーやコンビニ等店舗のロッカーでの受け渡しがお客様・事業者双方に有効な対策と考えるところでございます。

現在、宅配便の再配達対策や省エネルギー実現のために、国土交通省が主導して市中（主に駅等）に宅配便受取ロッカーの設置が推し進められていますが、同様にロッカーを利用したクリーニング品の受け渡しサービスを許可して頂きたいと存じます。クリーニング業は生活衛生関連業種のため、厚生労働省の管轄下においてクリーニング業法によってその業務が規制されておりますが、昨今インターネットを利用して顧客からクリーニングの依頼を受け、宅配便を利用してクリーニング品を受け渡すという、クリーニング業法では違反とされる受け渡しも散見されております。また、この方法ですと受け取りロッカーでクリーニング品を受け渡すことが可能となり、業法が有名無実化していく懸念もございます。

クリーニング受け渡しの無人ロッカーについては、これまで単体での設置について許可ができたことはなく、管轄の保健所に問い合わせても前例がないという理由で許可ができません。

また、コンビニ等店舗（店内・店外含む）へのロッカー設置については、自治体毎に必要な対応が異なり、普及の妨げとなっております。

昨今の実情を鑑みた場合、ロッカーを設置する場合のルールを定めた上で、設置を認めて頂きたいとご検討賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について

【ロッカー設置のメリット】

○お客様にとって

24時間365日お預かり／仕上品受け取りが出来る手軽さと利便性は、平日クリーニング店を利用できないお客様にとっては非常に便利なサービスとなります。

○事業者にとって

人手不足や厳しい経済環境下において、新規取次店の開設が出来ない事業者様にとって、(無人)ロッカーの開設は経営環境の改善に大いに役立ちます。

【設置が進まない要因】

①無人ロッカー開設を保健所に相談・問い合わせをしても「前例が無いから無理」との回答しか得られず前向きな相談に乗って頂けない。

②コンビニ等でクリーニング商品受け渡しサービスの拡充を図りたいが、自治体毎に条例が違い一律での対応が出来ず停滞。

事例:レジカウンターの別設置や専任担当者設置や専用スペースの規制等々

クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について

【無人ロッカーにおける衛生管理、保管管理等の担保について】

無人ロッカーであっても、法令において求められている衛生管理・保管管理等について、以下の手段を講じることにより、適切に行うことが可能です。

○衛生管理

- ・事業者が定期的に消毒、清掃を行う等
- ・ほこりや雨水を防止するため、屋根等をつける・気密性の高いロッカーを使用する等

○保管管理

- ・スマートフォン等を使用し、商品引き渡しのロッカー番号が、該当の利用者のみに通知される等
- ・防犯対策として、盗難を防止する措置(例えば防犯カメラ)等

○その他(契約トラブルへの対処等)

- ・サービスは事前登録制とする。利用者・事業者ともに、誰と取引を行っているかわかる仕組みとし、苦情の申し出先が明示され、トラブルへの対処を可能とする等
- ・洗濯物の処理方法等についてもスマートフォンを使用し、Web等で説明される仕組みとする等

規制改革推進会議専門チーム会合提出資料

厚生労働省

平成30年3月9日

クリーニング業法について

➤ 目的

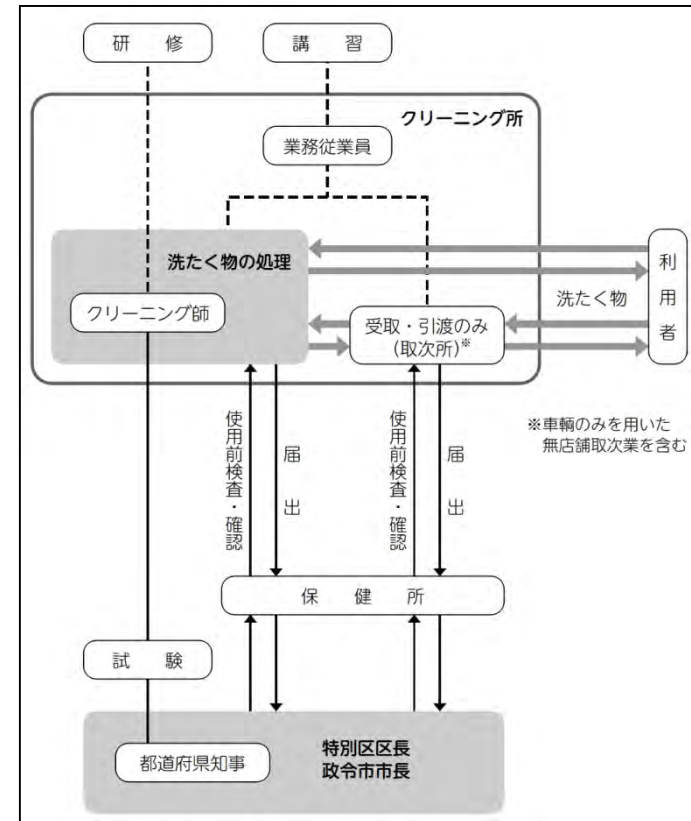
クリーニング業に対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的とする。

➤ クリーニング業の定義

- 「クリーニング業」とは、「溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。）を営業とすること」をいう。
- 「営業者」とは、「クリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）」をいう。
- 「クリーニング所」とは、「洗たく物の処理又は受取及び引渡しのための営業者の施設」をいい、クリーニング所には、受取及び引渡しのみを行う「取次店」もある。

※ 取次店には、クリーニング所を開設しないで車両を用いて洗たく物の受取及び引渡しをする「無店舗取次店」がある。

【 概 要 図 】



クリーニング業法の直近の主な改正内容について

【平成16年改正】

➤ 4月16日 法律第33号

- 法の目的（第1条）に「利用者の利益の擁護を図ること」を追加
- 利用者の利益の擁護を図る観点から、洗濯物の受取及び引渡し時に、利用者に対して「洗濯物の処理方法等の説明」と「苦情の申し出先の明示」を行うことを追加
- 無店舗取次営業者に対して、届出義務と必要な衛生措置を講じることを追加

クリーニング所における衛生管理等について

▶ クリーニング所の開設手続き

- クリーニング所を開設する場合、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事（保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。）に届け出が必要となっている。
- 無店舗取次業を行う場合も厚生労働省令の定めるところにより、営業方法、従事者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事等に届け出が必要となっている。
- 営業者は、届出を行うクリーニング所の構造設備について、都道府県知事等の検査を受け、その構造設備がクリーニング業法第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用することができない。

▶ クリーニング師の設置

営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならないこととされている。

※ 営業者がクリーニング師であって、自らがその業務に従事する場合を除く。

▶ 利用者に対する説明等

- 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めることとされている。
- 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、厚生労働省令で定めるところにより、利用者に対し、苦情の申出先を明示することとされている。

➤ 営業者の行う衛生措置等

- クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。
- 洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも1台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。
- クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと。
- 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。
- 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。
- 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。
- 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

【指定洗濯物】

- 1 伝染性の疾病にかかって者が使用した物として引き渡されたもの
- 2 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- 3 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 4 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 5 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

- その他都道府県等が条例で定める必要な措置を講じること。

➤ クリーニング師の役割

- クリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者である。
- クリーニング師は、クリーニング所の施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めるとともに、日頃から関連する研修会、講習会への積極的な参加等により一層の衛生、洗濯処理等に関する知識、技能の向上に努めることとされている。

➤ クリーニング師の研修及び業務従事者の講習

(1) クリーニング師の研修

- クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事等が厚生労働大臣の定める基準に従って指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。
- 営業者は、クリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、クリーニング師研修を受ける機会を与えなければならない。

※ 業務に従事した後1年以内に都道府県知事が指定する研修を受け、その後は、3年を超えない期間ごとに当該研修を受けることとなっている。

(2) 業務従事者に対する講習

- 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事等が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

※ クリーニング所又は無店舗取次店においては、営業者は、業務に従事する者（業務従事者の5人に1人）に対し、クリーニング等の開設後1年以内に都道府県知事等の指定した講習を受けさせ、また、3年を超えない期間ごとに同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせることとなっている。

○ロッカー等による洗濯物の受取の取扱いについて

(昭和61年11月20日 61公営398号 厚生省生活衛生局指導課長宛 福岡県衛生部長会)

クリーニング業法の適用について、左記のとおり疑義が生じたので、何分のご教示をお願いします。

記

当県においては、下記事例のごとく、ロッカー等により洗濯物を受け取る営業形態が生じているが、ロッカー等は必ずしもクリーニング所の店頭で設置されるものばかりではなく、中にはほとんど監督の及ばない所に設置されているものもある。また、ロッカー等の利用の際に洗濯物をビニール袋等に収納しているところは少なく、消毒を要する物と要しない物の区別もされていない上、ロッカー等の内部の消毒もほとんど行われていない。

ついては、このようなロッカー等による洗濯物の受取りについて、クリーニング業法が適用されるか否か、また、ロッカー等について、如何なる衛生措置を講ずるべきか、ご教示願いたい。

<事例>

食料品店、ガソリンスタンド、米穀販売店等が店頭、又は店舗から離れた場所にロッカーを設置する。利用客は洗濯物をロッカー内に収納し、施錠する。クリーニング所の従業員がロッカー内の洗濯物を集荷し、洗濯済みの物を食料品店等に運搬する。これを受け取った食料品店等は店頭で直接利用客に洗濯物を引き渡す。

前記事例のうち、ロッカーの設置者については、取次所又は一般クリーニング所の場合もある。また、ロッカーについては、クリーニングポストと称される収納口が1か所の収納庫の事例もある。クリーニングポストの事例は、利用客にあらかじめ鍵(又は磁気カード)、洗濯物の収納袋及び注文伝票(2枚複写)を配布し、利用客は鍵等で収納口を開け、収納袋に入れた洗濯物及び注文伝票のうちの1枚を収納口から入れ、施錠するものである。

(昭和61年12月5日 衛指第227号 福岡県衛生部長宛 厚生省生活衛生局指導課長回答)

昭和61年11月20日付け61公営398号をもって照会のあつた標記については、下記のとおり回答する。

記

1 洗濯物の受取及び引渡し行為に該当するか否かは、店舗の内外及び対面の有無を問わず、実質的に洗濯物の受取及び引渡しがあるとみなし得るか否かにより判断すべきものである。

照会の事例は、食料品店等又は取次所等が、店頭又は店舗から離れた所にロッカー等を設置し、当該ロッカー等により洗濯物を受け取り、洗濯済みのものを当該店舗において引き渡す営業形態であるが、これは、食料品店等又は取次所等において、対面ではないが、ロッカー等を媒介として実質的には洗濯物の受取が行われているものと解される。

従つて、ロッカー等を設置又は管理し、かつ、洗濯物の引渡しを行っている食料品店等又は取次所等が、クリーニング所に該当し、ロッカー等は当該クリーニング所の施設の一部とみるべきである。

なお、ロッカー等の設置場所については、当該クリーニング所の主たる部分と一体となった状態で当該ロッカー等が設置されることを要するものであり、衛生管理及び保管管理に支障をきたさないため、当該クリーニング所の店頭等、当該クリーニング所に併設されるよう指導されたい。

2 洗濯物の受取に用いられるロッカー等は、クリーニング所の施設の一部であることから、営業者は、当該ロッカー等についてクリーニング業法(以下、「法」という。)第3条第3項に規定する措置(同項第6号に基づき都道府県知事が定める必要な措置を含む。)を講じなければならないことは当然であるが、特に、法第3条第3項第5号に規定する洗濯物(消毒を要する洗濯物)については、ロッカー等において取り扱わないものとする。

また、ロッカー等は、通常、屋外に設置されるものであることから、その内部が雨、ほこり等により外部から汚染されない構造であること、ロッカー等を定期的に清掃・消毒すること、ロッカー等と洗濯物との相互汚染を防止するため、洗濯物をビニール袋等に入れてロッカー等に収納すること等の措置を講じ、常に十分な衛生が確保されるよう指導されたい。

さらに、洗濯物の保管管理の観点から、ロッカー等は施錠できるよう、また、クリーニング所及び利用者の両者がロッカー等に収納した洗濯物の品名、数量等を把握することができるよう指導することが望ましい。

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

受付日：平成 29 年 9 月 28 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日

提案事項	クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について
具体的内容	<p>現在、宅配便の再配達対策や省エネルギー実現のために、国土交通省が主導して市中（主に駅等）に宅配便受取ロッカーの設置が推し進められているが、同様にロッカーを利用したクリーニング品の受渡サービスを許可していただきたい。</p> <p>クリーニング業は生活衛生関連業種のため、厚生労働省の管轄下においてクリーニング業法によってその業務が規制されているが、昨今インターネットを利用して顧客からクリーニングの依頼を受け、宅配便を利用してクリーニング品を受け渡すという、クリーニング業法では違反である（本年 3 月の予算委員会で塩崎大臣が、宅配便の車両が無店舗のクリーニング業としての届け出がなされていない）業態も広く利用されるようになってきている。</p> <p>また、この方法ですと先に記載した受け取りロッカーでクリーニング品を受け渡すことが可能となり、業法が有名無実化している。</p> <p>ところが、クリーニング受渡のロッカーについては、これまで単体での設置について許可がでたことはなく、管轄の保健所に問い合わせても前例がないという理由で許可ができません。過去、メトロや小田急電鉄が駅に設置したことがあるが、保健所に対しすぐにクリーニング業者からの指摘が入り撤去命令が出され、現在、国内では保健所の認可を受けたクリーニング受渡ロッカーの設置事例がないのが実情である。</p> <p>しかしこれもマンション内に設置されたロッカーではクリーニング品の受渡については規制されたこともなく、今の実情を鑑みた場合、規制は現実的ではないため、ロッカーを設置する場合のルールを定めた上で、設置を認める方が消費者の利便性も向上すると考える。また宅配便でクリーニング品を送るという実情も法的解決が図られると考える。</p>
提案主体	（一社）日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁： 厚生労働省
制度の現状	<p>○ クリーニング業法第 2 条第 1 項において、「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。）を営業とすることとしています。</p> <p>○ また、同条第 2 項において、「営業者」とはクリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）と定義しています。</p>
該当法令等	クリーニング業法第 2 条及び第 5 条第 2 項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>○ クリーニング業法第 5 条第 2 項では、洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする場合は、取次店として届け出ることとされており、対面ではなく、ロッカー等を媒介として洗たく物の受取及び引渡しを行う場合においても、当該届出が必要となります。</p> <p>○ ロッカー等の設置に当たっては、ロッカー等の設置又は管理する事業所が取次店に該当し、ロッカー等は当該取次店の施設の一部とみなすことが適当であることから、衛生管理及び保管管理に支障をきたさないため、当該取次店の店頭等に併設されることが適当と考えます。</p>

区分（案）	◎
-------	---

ホットライン提案に関する専門チームについて

平成 29 年 9 月 11 日
規制改革推進会議決定

1. 専門チームの設置

ホットライン提案に関し、本会議又はワーキング・グループ及び行政手続部会（以下「WG等」）で扱わない事項のうち、ホットライン対策チーム主査が重要と判断した事項を検討するため、適宜、専門チームを設置し、専門チームによる検討のための会合を開催する。

2. 構成

専門チームは、議題となる事項ごとに、委員及び議題となる事項に関連した知見を有する専門委員の中から、議長の了承を得て主査が指名する者が参加することとする。主査は2名以上の委員又は専門委員を指名する。

3. 運営

専門チームによる検討のための会合は、議題ごとに、互選により議事進行を担当する委員・専門委員を決定し、運営する。資料及び議事録の取扱いその他の運営については、ワーキング・グループに準ずるものとする。

第2回 専門チーム会合 出席委員

(委員)

安念 潤司 中央大学法科大学院教授

野坂 美穂 多摩大学経営情報学部専任講師

原 英史 政策工房代表取締役社長

(五十音順)